規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可をされた地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 11 年度補正予算債及び平成 12 年度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$D_{11} = 0.035$

$D_{12} = 0.034$

$D_{13} = 0.034$

規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可をされた地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 11 年度補正予算債及び平成 12 年度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$D_{11} = 0.035$

$D_{12} = 0.034$

$D_{13} = 0.034$